

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法施行令の一部が改正され、障害児施設給付費に係る利用者負担の軽減措置の対象となる者の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。

ア 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書（障害児施設給付費利用者負担額減額・免除等申請書）

イ 障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイを除き、平成20年7月1日とする。

イ (1)の様式を使用して行う手続は、施行日前においても行うことができる。